

「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧【中部地方】(令和3年4月現在)

は新規施策

<新潟県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
地域の子育て力育成事業 (R3年度予算額 12,250千円)	県内に主たる事務所又は本店を有する法人、複数の法人等で構成する共同体	社会全体で子育てを支える体制づくりを進めるため、NPO等が地域の実情を踏まえて実施する、子ども食堂などの子育て支援活動に対して補助金を交付する。 補助率10/10又は1/2(補助上限額1,000千円又は500千円)	新潟県 福祉保健部子ども家庭課 TEL 025-280-5214
子ども食堂運営費補助金 (R3年度予算額 1,000千円 1団体50千円)	長岡市内で子ども食堂を運営する団体等	長岡市内で子ども食堂を運営する団体の活動にかかる経費(食材費、賃借料、保険料等)に対して補助金を支給する(補助率10/10)。	長岡市 教育委員会子ども未来部子ども・子育て課子育て支援係 TEL 0258-39-2300
フードバンク活動応援補助金 (R3年度予算額 600千円)	フードバンク団体	令和3年4月に設立した「フードバンクながおか」の活動を支援するため、活動にかかる経費(人件費、広報費、消耗品費等)に対して補助金を支給する(補助率10/10)。	長岡市 教育委員会子ども未来部子ども・子育て課子育て支援係 TEL 0258-39-2300
市民活動支援補助金 ステップアップ事業 (R3年度予算額 1,000千円)	市内に主な活動の拠点を有する団体・グループ又は自主企画事業を実施するために組織された実行委員会等	自発的で公益的な市民活動であって、地域の活性化、市民生活の向上や地域社会への貢献、文化活動の振興等を目的とする新規又は既存の活動の拡充となる事業。補助金を交付する年数は、通算して5年間を限度とする。 補助対象経費の額から、補助対象事業による収益及び国、県等他の制度による助成金を除いた額(千円未満は切り捨て)の2/3以内とし、その限度額は1年目及び2年目は15万円とし、3年目から5年目までは10万円とする。	見附市 まちづくり課 市民活動係 TEL 0258-62-7801
燕市子どもの居場所づくり支援事業助成金 (R3年度予算額 200千円)	必要要件を満たし、市内に活動の拠点を置き、市内で事業を実施する団体	地域や支援者の力を活かし、放課後等の子どもに学習、食事、団らん等の場を提供し、安心して過ごすことができる子どもの居場所を運営する団体に対し、その運営に要する費用の一部を助成する。 補助上限額 1団体あたり年額5万円	燕市 健康福祉部社会福祉課 TEL 0256-77-8186
子ども第三の居場所運営助成金 (R3年度予算額 20,000千円)	海洋センター所在自治体で海洋センター評価がA以上の自治体 上記以外の自治体	様々な困難な状況にある子供たちを支援するための「第三の居場所」の運営経費を支援する。(補助率10/10、上限2,000万円)	胎内市 B&G財団 企画課担当 TEL 03-6402-5311

<p>佐渡市子どもがたく地域居場所づくり事業補助金 (R3年度予算額 1,200千円)</p>	<p>NPO法人、民間企業、子育てサークル等の団体、住民グループ</p>	<p>NPO団体等の自主的な取り組みによる、地域の多世代と子どもが交流できる居場所を開設するために必要な経費を予算の範囲内で交付する(補助率 対象事業費の1/2)。</p> <p>(1)スタート支援 NPO型 施設改修費及び設備費 限度額900,000円(1施設初年度1回限り) 限度額100,000円(1施設初年度1回限り) 初年度運営費 企業型 店舗内にキッズスペース(子どもの遊び場)を設置する経費及び遊具等の購入経費 限度額1,000,000円 (1店舗1回限りとする。)</p> <p>(2)ステップアップ支援(NPO型のみ) 子どもの居場所を開設し、子育て支援に寄与する活動の事業運営に係る経費 子どもから高齢者まで地域の多世代が気軽に楽しみ、学べる交流の場の開設に係る運営費 1年未満の団体 上限額100,000円 1～2年未満の団体 上限額150,000円 2年以上の団体 上限額200,000円</p>	<p>佐渡市 子ども若者課子育て支援係担当 TEL 0259-63-3126</p>
---	--------------------------------------	---	--

<富山県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
とやまっ子さんさん広場事業費補助金 (R3年度予算額 15,191千円)	町内会等の地域住民団体、ボランティア・NPO活動を行う組織、団体、その他知事が適当と認める団体	地域において多様な形で取り組む自主的な子どもの居場所づくりを支援する。 <補助基準額> 開設日数に応じて50～100万円または、別途協議する額 <補助率> 県1/2、市町1/2	富山県 子ども支援課 TEL 076-444-3208
富山県子どもほっとサロン事業 (R3年度予算額 1,850千円)	町内会等の地域住民団体、ボランティア・NPO活動を行う組織、団体、その他知事が適当と認める団体	こども食堂と子どもの居場所づくり活動を併せて行う活動の立上げ及び初期の運営に必要な経費を市町村とともに支援 <補助基準額> 1箇所当たり200千円 <補助率> 県1/2、市町村1/2	富山県 子ども支援課 TEL 076-444-3950
地域子育て広場事業 親子の交流の場 (R3年度予算額 200千円)	町内会等の地域住民団体、ボランティア、NPO活動を行う組織・団体	地域において自主的に子どもの居場所や親子の交流の場を進める事業者を支援する。 <補助基準額> 200千円 <補助率> 市 10/10	高岡市 子ども・子育て課 TEL 0766-20-1393
南砺市放課後子ども教室 (R3年度予算額 234千円)	NPO法人	児童館へ教育活動サポーターを派遣し、児童館を利用している児童に対して実施する学習支援事業をNPO法人へ委託する。	南砺市 教育委員会生涯学習スポーツ課 TEL 0763-23-2013
南砺市子どもの居場所づくり促進事業 (R3年度予算額 240千円)	町内会等の地域住民団体、ボランティア、NPO活動を行う組織、団体	地域のつながりを強化し、子育ての孤立化の防止や子どもの健全な育成等を図ることを目的とした子どもの居場所づくりの運営を支援する。 <補助金額> 対象経費の総額の1/2以内(上限5,000円/日)	南砺市 教育委員会こども課 TEL 0763-23-2010

<石川県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
地域拠点型学習支援活動補助金交付事業 (R3年度予算額 1,200千円)	地域団体、市民団体等	地域団体等による子どもの学習支援を通じた居場所づくりの活動を支援する。 (助成額上限20万円、6団体程度)	金沢市 子育て支援課 TEL 076-220-2285
子ども食堂新規開設等事業(補助金交付事業) (R3年度予算額 3,000千円)	地域団体、ボランティア団体等	子ども食堂の新規開設及び既に実施している子ども食堂について衛生環境の向上に要する軽視に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 (補助率3/4、助成額上限20万円、新規開設 5団体、既存 10団体)	金沢市 子育て支援課 TEL 076-220-2285
協働のまちづくりこまつ100クラブ活動助成金 (R3年度予算額 5,000千円)	ボランティア団体、市民団体、NPO法人等で5名以上で構成された結成5年以内の団体	小松市内で実施する以下の活動が対象。助成金は上限5万円。 地域コミュニティ活性化 生涯スポーツ推進 地域福祉	小松市 はつらつ協働課 TEL 0761-24-8397
加賀市子ども未来基金活用事業 (R3年度予算額 500千円)	市内に活動拠点を有する構成員が5名以上の団体	子どもの貧困対策として、「教育」「生活」「就労」「経済」の視点から支援を行う団体の活動に対して補助金を交付する。 開設補助(新規団体) 上限15万円(補助率3/4) 備品等購入補助(継続団体) 上限10万円(補助率3/4) 運営補助(継続団体) 上限5万円 は1団体当たりいずれか1回限り、は上限5年間	加賀市 子育て支援課 TEL 0761-72-7856
白山市こども食堂事業費補助金 (R3年度予算額 570千円)	一般型 地域住民団体、ボランティア、NPO活動を行う組織、団体 連携型 市社会福祉協議会	地域が子どもの安心できる居場所となり、地域で地域の子どもの見守ることを目的に実施することも食堂の運営費の一部を助成する。 【補助基準額】 一般型 1回あたりの子どもの平均参加人数により補助基準額を4段階(25千円～60千円)に設定。 高齢者との世代間交流の機会を設けて実施する場合に、高齢者の参加人数により3段階(5千円～15千円)の補助基準額を実施回数ごとに加算。 連携型 市長が必要と認めた額(補助率 市10/10)	白山市 健康福祉部こども子育て課 TEL 076-274-9527
白山市こども食堂運営支援事業費補助金 (R3年度予算額 100千円)	市社会福祉協議会	こども食堂事業に関わることに携わる人々をつなぐ地域ネットワーク支援研修会の実施について支援する。 【補助基準額】 市長が必要と認めた額(補助率 市10/10)	白山市 健康福祉部こども子育て課 TEL 076-274-9527
川北町子ども食堂開催事業費補助金 (R3年度予算額 150千円)	川北町内で子ども食堂を開設する団体	子ども食堂の開設や運営に必要な初期費用及び開催経費 (上限年間150千円)	川北町 住民課 TEL 076-277-1111
子どもの居場所づくり事業 (R3年度予算額 155千円)	内灘町更生保護女性会	生活困窮世帯・ひとり親世帯の小学生から高校生を対象とした学習支援の機会に更生保護女性会が開催する「子ども食堂」を補助金により支援している。	内灘町 子育て支援課 TEL 076-286-6726

<福井県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
市民協働事業補助金交付事業 (R3年度予算額 800千円(負担金補助及び交付金))	下記事項全てを満たす市民活動団体等 ・構成員が3人以上である団体 ・市内に住所を置き、市内を活動拠点としている団体 ・市民が主役となり、自発的・自主的に活動している団体 ・営利を目的とせず、広く市民の利益増進に寄与することを目的に活動している団体	市が設定したテーマに対する提案事業(協働提案事業)、市民活動団体が市のまちづくりのために提案する事業(まちづくり推進事業)、設立から3年以内の団体による小規模なまちづくり提案事業(スタートアップ応援事業)に対して補助金を交付する。 交付額 協働提案事業 (1) 1年目 補助対象経費の3/4に相当する額(上限20万円) (2) 2年目 補助対象経費の2/3に相当する額(上限20万円) (3) 3年目 補助対象経費の1/2に相当する額(上限20万円) まちづくり推進事業 (1) 1年目 補助対象経費の2/3に相当する額(上限20万円) (2) 2年目 補助対象経費の1/2に相当する額(上限20万円) (3) 3年目 補助対象経費の1/3に相当する額(上限20万円) スタートアップ応援事業 (1) 1年目 補助対象経費の2/3に相当する額(上限10万円) (2) 2年目 補助対象経費の1/2に相当する額(上限10万円)	敦賀市 企画政策部市民協働課 TEL 0770-23-5411
子ども若者支援事業 (R3年度予算額 3,287千円)	NPO法人若狭美&Bネット(業務委託先)	様々な困難を有する子ども若者とその家族に対する相談支援と居場所の運営、就労就学に向けた支援業務を委託により実施する。	若狭町 福祉課 TEL 0770 62 2704

<山梨県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
山梨市子ども食堂開設・運営支援補助金 (ガバメントクラウドファンディングを活用)	市内に子ども食堂を開設する団体等	子ども食堂の開設及び運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもの居場所づくりの推進を図る。	山梨市 福祉課社会福祉担当 TEL 0553-22-1111
都留市子育てサークル活動支援事業費補助金 (R3年度予算額 400千円)	都留市内において子育て中の親又はその児童を対象とした子育て活動を実施する団体等	市内で、子ども食堂を運営する団体や、子育て支援活動として各種イベント等を実施する団体に1団体100,000円上限とし、事業費を補助。	都留市 福祉保健部健康子育て課子育て包括支援室子育て支援担当 TEL 0554-46-5113
南アルプス市子ども若者ささえ愛基金事業補助金 (R3年度予算額 1,300千円)	市内において子ども食堂、学習支援及び子どもに資する交流・体験活動を行っている団体であって、南アルプス市子ども若者ささえ愛基金事業補助金交付要綱第4条に該当する団体	地域の自主的な福祉活動として行われる子ども食堂や学習支援、多世代交流などの活動を支援する。 ・補助金額 1日当たりの活動に対する上限額5,000円(年間延べ24日まで) ・対象経費 報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、借上料、保険料など	南アルプス市 福祉総合相談課地域福祉担当 TEL 055-282-7223

<長野県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
信州子どもカフェ運営支援事業補助金 (R3年度予算額 7,110千円)	子ども食堂を行うNPOや任意団体	長野県社会福祉協議会が実施する子どもカフェ(子ども食堂)や子どもカフェに対し必要な人材育成や情報共有等を行う地域連携組織の運営費等を助成する事業に対して、補助金を交付する。 ・運営費を6～11万円/か所助成	長野県 県民文化部 子ども若者局次世代サポート課 TEL 026-235-7210
子どもの居場所づくり推進事業 (R3年度予算額 4,830千円)	・町会又は地区町会連合会に属する団体 ・非営利の市民活動団体 ・その他市長が適当と認める団体	子どもへの食事提供を必須とし、学習支援又は生活相談を行い、子どもにとって安全、安心な地域の居場所を開設する団体に対して交付金を交付する。 事業開始交付金(備品購入等の初期費用を交付) 上限額 10万円 事業運営交付金(1回の実施に対し交付) 1回当たり 8,000円、上限額 416,000円 ・事業支援加算(コーディネーター等の支援を受ける場合に交付) 1回当たり 4,900円、上限額 58,800円 ・生活体験加算(生活体験を実施する場合に交付) 1回当たり 6,160円、上限額 73,920円	松本市 子ども部 子ども福祉課 相談・支援担当 TEL 0263-33-4767(直通)
ひとり親家庭の学習支援事業補助金 (R3年度予算額 125千円)	飯田市ひとり親家庭福祉会	飯田市ひとり親家庭福祉会が実施するひとり親家庭の子供を対象とした学習支援事業に対して補助金を交付する。(講師交通費、消耗品費等)	飯田市 子育て支援課家庭係 TEL 0265-22-4511 (内線5737)
ジュニアフレンドパーク事業(子どもの居場所づくり事業・市内2箇所実施) (R3年度予算額 141千円)	・就園前の子どもと保護者同士の交流の場 ・小学生	市内子育てサークルが中心となり、地域のいきいき交流センター等を利用した子どもの居場所づくりを実施。 活動に必要な消耗品や保険料などを支援(主に子どもの見守りや保護者同士の交流)。	駒ヶ根市 教育委員会子ども課子育て家庭教育係 TEL 0265-83-5000 (内線716)
子ども・若者社会参加支援事業 (R3年度予算額 3,000千円)	市内NPO法人	不登校・ひきこもり状態にある者で障害福祉サービスの対象にならない者を対象にフリースペース、学習支援、就労支援を委託実施。 利用料は無料。食費等の実費は自己負担。	大町市 民生部子育て支援課子育て支援課 TEL 0261-22-0420 (内線757)
茅野市子どもの居場所づくり推進事業 (R3年度予算額 323千円)	次の各号のいずれにも該当する団体 非営利の市民活動団体(公共性及び社会性を有した自主的又は主体的な市民活動を行う団体をいう。)又は区・自治会 会則等により組織及び運営に関する事項を定めている団体 子どもの居場所づくり推進事業又はこれに類似する事業の活動実績がある団体 子どもの居場所づくり推進事業を行う他の団体と必要な連携及び協力を図ることができる団体、その他市長が必要と認めるもの	子どもの健やかな成長を支援することを目的とし、食事提供、学習支援、生活相談等を通じた子どもの居場所づくりを推進する事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 対象経費 備品費(補助率1/2) 消耗品費(補助率10/10) 膳材料費(補助率1/2又は市内の子ども並びに学生ボランティアの延べ人数に250円を乗じて得た額のいずれか低い額) 印刷製本費(補助率10/10) 保険料(補助率10/10) 施設使用料及び賃借料(補助率1/2) 光熱水費(補助率1/2) 学習支援を行う者への謝礼(1回当たり4人及び1時間当たり1,000円を限度)(補助率10/10) 相談を受ける者への謝礼(1回当たり1,000円を限度)(補助率10/10)	茅野市 子ども課子ども・家庭支援係 TEL 0266-72-2101 (内線611)

茅野市みんなのまちづくり支援事業 (R3年度予算額 2,300千円)	複数人で構成される団体であり、目的や活動内容など、団体の運営に必要な事項が明確にされている団体	市内で自主性、主体的で地域社会の発展など公益性のある事業(不特定多数を対象とし、多くの市民がその事業に参画又は参加できるように創意工夫された事業)を実施するもの。 イベント・企画支援事業(補助率10/10以内、上限10万円) スタート支援事業(補助率9/10以内、上限20～40万円:継続年数により変動) 協働活動支援事業(補助率6/10以内、上限30万円)	茅野市 市民活動センター「ゆいわーく茅野」 TEL 0266-75-0633
子どもの居場所づくり推進事業交付金 (令和3年度予算額 810千円)	公共的団体、特定非営利活動法人その他市長が必要と認める者	食事の提供又は学習の支援による子どもの居場所づくりを行う事業を実施する者に対して、当該事業の実施に係る費用の一部を補助する。 食事の提供による居場所づくりを行う事業 対象経費及び補助額 事業の開設に要する経費(上限100,000円) 事業の運営に要する経費(開催1回につき5,000円とし、年240,000円を上限とする。) 感染症対策に要する経費(上限30,000円) 学習の支援による居場所づくりを行う事業 対象経費及び補助額 事業の開設に要する経費(上限50,000円) 事業の運営に要する経費(1回/月実施の場合は、1月当たり3,000円、2回以上/月実施の場合は1月当たり5,000円を上限とする。) 感染症対策に要する経費(上限30,000円)	塩尻市 こども教育部家庭支援課 TEL 0263-52-0891
子どもの居場所づくり支援事業交付金 (R3年度予算額 2,504千円)	区又は自治会に属する団体、非営利の市民活動団体等	地域の子供を対象に食事の提供と子どもの居場所づくり及び生活体験を行う事業の実施に要する経費を助成する。 事業開始交付金 10万円(限度額) 事業運営交付金 1回の開催につき1万5千円(限度額) 事業支援交付金 1回の開催につき1万2千円(限度額) 生活体験交付金 1回の開催につき5千円(限度額)	千曲市 次世代支援部こども未来課 子育て支援係 TEL 026-273-1111
こどもらんど事業(こども食堂) (R3年度予算額 680千円) こどもの居場所づくり事業 (R3年度予算額 480千円)	下諏訪町内において、こどもらんど又はこどもの居場所づくりを目的とした活動を行う団体等 ・1年以上継続して運営する意思及び能力を有すると認められること ・町内に主たる活動拠点を有し、地域活動又はこどもの支援に資する活動実績を有すること	こどもらんど、こどもの居場所づくりに要する経費について、こども未来基金を給付することにより、未来を担うこども達の健全な成長を資することを目的とする。 こどもらんど事業 ・運営費用 1日につき1万円を限度 ・開設費用 10万円を限度とし、1回に限る こどもの居場所づくり ・運営費用 1日につき1万円を限度	下諏訪町 教育こども課教育総務係 TEL 0266-28-0001
富士見町地区公民館居場所づくり事業補助金 (R3年度予算額 600千円) 富士見町地区公民館居場所利用登録者保険料 (R3年度予算額 96千円)	富士見町区及び集落振興補助金の交付を受けている区及び集落組合	地区公民館等を活用して行う子どもの居場所づくりの開設費補助 100千円/1か所。 補助を受けた翌年は活動事業費補助 30千円/1か所。 地区公民館居場所利用登録した児童の保険代補助。	富士見町 子ども課子ども支援係 TEL 0266-62-9237
居場所づくり開設等支援補助金 (R3年度予算額 300千円)	町内に活動拠点を有するNPO法人等で子供の居場所づくり事業を行う団体	子どもの居場所づくり事業を行うNPO法人等に対して、事業の立上げに係る経費について補助金を交付。 1団体あたり100千円(1回限り)。	富士見町 子ども課子ども支援係 TEL 0266-62-9237

辰野町子どもの居場所づくり支援事業 (R3年度予算額 675千円)	子どもの居場所を行うNPOや任意団体	18歳以下を対象に子どもの居場所づくりと貧困対策を目的に「子どもの居場所づくり推進事業」とし実施。生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等を実施する。事業を実施する団体と委託契約を行い、活動内容、実施規模に応じ月ごと委託料6,250～25,000円を支払う。	辰野町 教育委員会こども課こども支援係 TEL 0266-41-1111 (内線2504)
子育て支援交流事業補助金 (R3年度予算額 300千円)	子育て支援サークル団体	子育て支援や児童の健全育成を目的とし、地域での子育てサークル活動に対して支援する。令和2年度は2団体が活動し、主に勉強会、親睦会、子ども食堂等の活動がある。(補助率1/2、限度額15万円)	南箕輪村 子育て支援課子育て支援係 TEL 0265-98-8310
松川こどもカフェへの運営費用助成 (R3年度予算額 88千円)	任意団体等でこども食堂や居場所支援等の事業を行うもの	年間10万円を限度に、運営費・食材費等の補助を行う。	松川村 社会福祉協議会 TEL 0261-62-9000
子ども食堂への食材費等負担事業 (R3年度予算額 50千円)	子ども食堂等を運営している団体等	子ども食堂を運営するために必要な食材費の補助。	白馬村 総務課 TEL 0261-72-7002
飯綱町子どもの居場所づくり促進事業 (R3年度予算額 500千円)	飯綱町社会福祉協議会	飯綱町社会福祉協議会に、こども食堂「てんくカフェ」の運営を町が委託。定期的に予約制にてメーラブラザにて開催。利用料無料(大人300円)。	飯綱町 保健福祉課 TEL 026-253-4764

<岐阜県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金 (R3年度予算額 8,172千円)	地方公共団体(市町村)	子どもの貧困対策として、子ども食堂や子ども宅食の開設・運営を実施又は支援する市町村に対し、補助を行う。 【補助率】 1/2 【対象年度】 5年度 【補助上限】 ・新設又は拡充 150万円/1か所(1回限り) ・既存の子ども食堂 30万円(5年目で終了) ただし、年48回以上開催の場合、60万	岐阜県 健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課子ども支援係 TEL 058-272-8395
子ども食堂支援事業補助金 (R3年度予算額 1,860千円)	公益法人、一般法人、NPO又は任意団体で、子ども食堂を運営するもの	子どもが健やかに育成される環境の整備を促進するため、子ども食堂の運営に関する補助金を交付する。 (開設日数や食数により、上限額24万円 事業の実施に必要な食材費、謝礼金、使用料等の運営経費を補助)	岐阜市 子ども未来部子ども政策課政策係 TEL 058-214-2397
子どもの居場所づくり事業 (R3年度予算額 6,132千円)	NPO法人で、子どもの居場所づくり事業を行うもの	子どもが安心して遊べる場所として、また放課後児童クラブに入れない子どもの居場所として子どもの居場所づくり事業をNPO法人に委託。	岐阜市 子ども未来部子ども支援課管理係 TEL 058-214-2398
市民活動事業補助金 (R3年度予算額 1,000千円)	自主的で公益的な活動を実施する市登録市民活動団体	市民自らが行う地域の活性化及び課題解決につながるまちづくり活動に対し助成する。 活動促進事業 対象事業を団体が単独で実施する場合 【補助率等】 ・補助率 1/2 ・上限額 30万円(1団体3回まで) 協働促進事業 対象事業を地域や他団体と協働して実施する場合 【補助率等】 ・補助率 10/10 ・上限額 20万円	高山市 市民活動部協働推進課 TEL 0577-35-3412
協働のまちづくり支援金 (R3年度予算額 250,000千円)	まちづくり協議会	市内全20地区に設立された「まちづくり協議会」が主体的に取り組む、地域の維持、改善、振興に関する事業に対し助成する。 【補助率等】 ・均等割60%、人口割30%、面積割10%で算出した額を各地区の上限額として設定	高山市 市民活動部協働推進課 TEL 0577-35-3412
町内会等が設置する児童遊園地の遊具整備等に対する助成 (R3年度予算額 3,000千円)	町内会、まちづくり協議会等	地域の子どもの遊び場や居場所の充実を図るため、町内会等が設置する児童遊園地の遊具の整備費等に対し助成する。 【補助率等】 ・補助率 3/4 ・上限額 75万円(1箇所あたり)	高山市 福祉部子育て支援課 TEL 0577-35-3140

<p>高山市子ども食堂等運営支援事業補助金 (R3年度予算額 2,100千円)</p>	<p>子ども食堂又は子ども宅食を運営する団体</p>	<p>子どもたちの健やかな成長を育むとともに、生活に困窮する世帯やひとり親家庭の子どもたちを対象に、子ども食堂・子ども宅食を開設・運営する団体に対して助成する。 【助成額】 対象経費の1/2 【補助限度額】 新設・拡充費用 150万円/1か所 既存の運営費用 30万円/1か所 (年48回以上開催の場合60万円/1か所) 【助成期間】 5年</p>	<p>高山市 福祉部子育て支援課 TEL 0577-35-3179</p>
<p>多治見市まちづくり活動補助金 (R3年度予算額 6,750千円)</p>	<p>多治見市内に主な活動場所があり、構成メンバーが3人以上の団体</p>	<p>年度内に多治見市内で実施する創意と工夫にあふれた自主的、主体的なまちづくり事業に補助金を交付(前年度に公開審査会で決定)。 ハード事業 施設整備にかかる費用 20万円以上の補助対象経費3/4以内 補助限度額225万円 3年以上継続する事業であること。 ソフト事業 事業を行うために必要な経費 10万円以上の補助対象経費1/2以内 補助限度額50万円</p>	<p>多治見市 くらし人権課 TEL 0572-22-1134</p>
<p>子ども食堂運営等支援補助金 (R3年度予算額 900千円)</p>	<p>市内の子ども食堂運営団体</p>	<p>・新規及び拡充団体 補助限度額30万円(新規または事業拡充年度の1回のみ) ・継続団体 補助限度額20万円 いずれも、補助対象経費の支出額から子ども食堂に係る収入を控除した額と年度内の開催回数に1万円を乗じた額のいずれか少ない額とする。</p>	<p>多治見市 子ども支援課 TEL 0572-23-5958</p>
<p>子ども食堂運営事業補助金 (R3年度予算額 800千円)</p>	<p>NPO法人等子ども食堂を運営する団体</p>	<p>市内のひとり親家庭の子どもを支援するため、子どもの居場所づくりと基本的な生活習慣の取得支援、生活指導を行う活動を補助する。 ・子ども食堂開設にかかる備品等(補助限度額30万円) ・子ども食堂運営にかかる経費(補助限度額20万円) ・新型コロナ対策等にかかる経費(補助限度額10万円)</p>	<p>関市 子ども家庭課 TEL 0575-23-7738</p>
<p>瑞浪市子ども食堂運営支援事業費補助金 (R3年度予算額 300千円)</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たす団体 (1) 定款、会則等を備えていること。 (2) 補助対象事業とその他の事業等に係る経費を区別し、収支を明らかにできること。 (3) 活動内容が公序良俗に反しないこと。 (4) 瑞浪市暴力団排除条例(平成24年条例第25号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。 (5) 市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。</p>	<p>地域における子どもの居場所づくりと、子どもと地域住民との交流の促進を図るため、子ども食堂(支援を必要とする子どもたちに対し、食事の提供を主とした支援を提供する場をいう。以下同じ。)を開設及び運営する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 【補助額】 補助金の額は、補助対象経費の合計額から子ども食堂の利用料その他の収入を控除して得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は申請年度内において子ども食堂を開催した回数に1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。ただし、20万円を限度とする。</p>	<p>瑞浪市 子育て支援課 TEL 0572-68-2111 (内線161)</p>

<p>羽島市子ども・多世代交流食堂補助金 (R3年度予算額 100千円)</p>	<p>市内で子ども・多世代交流食堂を開設する非営利団体</p>	<p>子どもが多世代と集いふれあう居場所づくりのために必要な食材、食器等の購入費用を補助する。1年度につき1箇所あたり5万円(3年度まで)を限度に補助(補助率1/2以内)。補助金の申請は1団体につき2箇所まで申請可能。</p>	<p>羽島市 子育て・健康課(子ども家庭センター) TEL 058-392-1111 (内線2524)</p>
<p>子ども食堂・子ども宅食支援事業補助金 (R3年度予算額 800千円)</p>	<p>市内で子ども食堂・子ども宅食を開設・運営し、補助要件をすべて満たす団体</p>	<p>子ども食堂・子ども宅食の運営のために必要な開設・拡充費(備品購入費)、運営費(賄材料費、消耗品費、光熱水費等)を予算の範囲内で補助する(5回を限度)。 【補助額】 子ども食堂については、補助対象経費の支出額から子ども食堂に係る収入を控除して得た額と年度内に子ども食堂を開催した回数に1万円を乗じて得た額とのいずれか少ない額。(既存の子ども食堂・子ども宅食 20万円、開設・拡充した子ども食堂・子ども宅食 30万円を限度)</p>	<p>各務原市 子ども家庭支援課 TEL 058-383-7217</p>
<p>可児市こどものすこやかな育ち応援活動助成金 (R3年度予算額 600千円)</p>	<p>要件を満たし審査を通過した、地域における子どもの健全な育ち及び子育て世代の絆づくりに資する活動や、特別な支援を必要とする子育て家庭等を支援する活動を行う、5人以上の構成員による団体</p>	<p>活動に要する経費の3/4に相当する額(上限12万円)を交付する。助成金の額の1/2に相当する額を地域通貨により交付する。</p>	<p>可児市 こども健康部子育て支援課 TEL 0574-62-1111 (内線5542)</p>
<p>まちづくり活動助成事業 (R3年度予算額 1,000千円)</p>	<p>要件を満たし審査を通過した、5人以上の構成員による団体</p>	<p>市民団体等が行うまちづくり活動のうち、子育て世代の安心づくりに関する活動についても対象としており、活動に要する経費の1/2以内の額(上限20万円)を交付する(通算3回まで)。助成金の額の1/2に相当する額を地域通貨により交付する。</p>	<p>可児市 市民部地域振興課 TEL 0574-62-1111 (内線2102)</p>
<p>山県市子ども食堂・子ども宅食運営支援事業補助金 (R3年度予算額 750千円)</p>	<p>市内で子ども食堂・子ども宅食を開設・運営し、補助要件を全て満たす団体</p>	<p>生活に困窮する世帯やひとり親家庭の子ども等支援を必要とする子ども等を対象に食事の提供を通じた居場所づくり(子ども食堂)を実施する団体及び家庭への食事等の配達を通じた見守り活動((子ども宅食)を実施する団体の開設又は運営に係る経費を補助する。 【補助金の額】 新設し、又は事業内容を拡充した年度は、200,000円を限度に加算。 5人(食)～10人(食)未満の場合 3,000円 11人(食)～20人(食)未満の場合 6,000円 20人(食)以上 10,000円 ・開催回数又は配達回数を実施月数で除した5以上の場合 50,000円に実施月数を乗じて得た額。 ・上記以外の場合 25,000円に実施月数を乗じて得た額。 【補助対象年度】 通算して5年度まで。</p>	<p>山県市 子育て支援課 TEL 0581-22-6839</p>
<p>子ども食堂運営事業 (R3年度予算額 300千円)</p>	<p>社会福祉法人 瑞穂市社会福祉協議会</p>	<p>生活に困窮する世帯やひとり親家庭の子どもなど、支援を必要とする高校生以下の子どもとその保護者を対象に食事の提供を通じた居場所づくりが行われることで、子どもの健やかな育成環境の整備促進を目的とする。 上記の対象者へ、年度内に8回以上の食事の提供 子ども食堂の広報に関する業務 市が別に実施する「生活困窮世帯の子ども学習支援事業」と連携した居場所づくりの実施</p>	<p>瑞穂市 健康福祉部福祉生活課 TEL 058-327-4123 社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 TEL 058-327-8610</p>

<p>飛騨市子どもの居場所づくり事業 (R3年度予算額 2,924千円)</p>	<p>市内の社会福祉法人(吉城福祉会)</p>	<p>下記の目的を達成するため市内の社会福祉法人に下記の事業を業務委託する。 (目的・内容) こどもの居場所づくりと孤食の防止を図る。 児童が、楽しく夕食を取れる場所の開設と提供 参加児童の基本的な生活習慣の支援及び生活指導を行う。 学習習慣の定着や学習意欲の向上のための支援を行う。 (実施方法) 平日夜間に週2回、土曜日昼間に月1回、利用を希望する対象者へ子どもの居場所づくり事業を行う。 (対象者) 飛騨市古川町内の児童 就業しているひとり親家庭等の児童等</p>	<p>飛騨市 市民福祉部子育て応援課 TEL 0577-73-2458 (内線640)</p>
<p>飛騨市みんなの居場所づくり事業補助金 (R3年度予算額 684千円)</p>	<p>飛騨市内の団体、個人、法人で下記を満たすもの 食事を提供する場合は無料、もしくは廉価により提供すること 学習や遊びができるスペースが確保できること 月1回以上開催すること 暴力団が関与していないこと</p>	<p>下記の目的を達成するため、市民が安心安全に集う居場所づくりを行う市内の運営する団体等に補助金を交付する。 (目的) ひとり親家庭や共働き家庭等により、ひとりで過ごす子どもを主な対象者(=対象児童)として、放課後等に食事と学習や団らんなどを通して安心して過ごすことができる「子どもの居場所づくり事業」を行うこと。 対象児童に健全な食事機会の確保を行うこと。 (補助額) ・施設整備費 建設費 補助率 1/2 補助限度額 100万円 備品購入費 補助率 1/2 補助限度額 20万円 ・運営経費 補助単価 食事なし利用者1人につき 100円/回 食事あり利用者1人につき 300円/回</p>	<p>飛騨市 市民福祉部 地域包括ケア課 TEL 0577-73-6233 (内線659)</p>
<p>本巣市市民活動助成金 (R3年度予算額 2,436千円)</p>	<p>次の全てに該当する団体。 ・5人以上で構成される団体であって、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。 ・営利を目的とせず、公益性を有する活動を行っていること。 ・主な活動が市内で行われていること。</p>	<p>市民活動ステップアップコース 年間を通して計画的に実施され、複数年の継続した活動により実施される事業。助成を受けられる回数は、1事業当たり5回限り。 補助率：回数に応じて90%～50%以内、限度額：20万円 市民活動フォローアップコース ステップアップコースの助成を5回受けた事業であって、以降も自主財源を確保し、地域課題解決を図るために継続して実施される事業。助成を受けられる回数は、1事業当たり5回限り。 補助率：30%以内、限度額：15万円 市民提案イベント実施コース 助成対象団体が自主的、主体的に企画実施する公益性の高いまちづくり事業。継続性がない、又は低いものに限る。 補助率：100%、限度額：50万円 市提示事業協働実施コース 市が提示する、地域課題の解決及び地域の活性化を図る協働事業で、助成対象団体が主体的に実施する事業。 補助率：100%、限度額：事業ごとに市が提示した額</p>	<p>本巣市 企画部企画財政課 TEL 0581-34-5024</p>
<p>岐南町子ども食堂運営支援事業費補助金 (R3年度予算額 750千円)</p>	<p>法人その他の団体で、子ども食堂を開設して食事の提供等を行う事業を実施するもの</p>	<p>子ども食堂の運営に要する経費のうち、1箇所につき15万円を限度として補助金を交付する。(ただし、新たに補助事業を開始した日の属する年度にあっては、30万円を限度とする。)</p>	<p>岐南町 健康推進課(岐南町子育て世代包括支援センター) TEL 058-214-3533</p>

<p>ようろうこども食堂事業 (令和3年度予算額 169千円)</p>	<p>特定非営利活動法人いちご</p>	<p>養老町が行う子ども食堂事業を委託する。 ・町内在住の中学生までのこどもとその保護者への食育の啓発と、生活に困窮する世帯やひとり親家庭の子どもなど、支援を必要とする子ども等を対象に食事の提供を通じた居場所づくりを行う。こども食堂開催日については、学習支援事業との連携を図りながら、健やかに育成される環境の整備を促進する。 ・補助率1/2(岐阜県子ども食堂運営支援事業費等補助金の交付により実施)</p>	<p>養老町 教育委員会事務局生涯学習課 TEL 0584-32-5086</p>
<p>輪之内町子ども・多世代交流食堂補助金 (R3年度予算額 300千円)</p>	<p>法人その他団体</p>	<p>生活に困窮する世帯やひとり親家庭の子ども等、支援を必要とする子ども等が健やかに育成されるよう、子どもが多世代と集いふれあう居場所づくりの推進を図るため、町内で子ども・多世代交流食堂を開設又は運営する団体に対し、その経費の一部につき予算の範囲内で補助金を交付する。 【補助額】 ・子ども交流食堂1カ所につき15万円を限度とし補助金を交付する。(ただし、新たに補助金事業を開始した日に属する年度については、30万円を限度とする。)</p>	<p>輪之内町 福祉課 TEL 0584-69-3128</p>
<p>安八町子ども食堂運営支援事業費補助金 (R3年度予算額 450千円)</p>	<p>法人その他の団体で、子ども食堂を開設して食事の提供等を行う事業を実施するもの</p>	<p>子ども食堂の運営に要する経費のうち、1箇所につき15万円を限度として補助金を交付する。(ただし、新たに補助事業を開始した日の属する年度にあっては、30万円を限度とする。)</p>	<p>安八町 福祉課 TEL 0584-64-7104 (内線242)</p>
<p>北方町子ども食堂事業 (R3年度予算額 600千円)</p>	<p>町内の社会福祉法人</p>	<p>北方町が行う子ども食堂事業を委託する。 ・生活に困窮する世帯やひとり親家庭の子どもなど、支援を必要とする子ども等を対象に食事の提供を通じた居場所づくりが行われ、その子どもに対する学習支援につなげるなど、健やかに育成される環境の整備を促進する。 ・補助率1/2(岐阜県子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費等補助金の交付により実施)</p>	<p>北方町 福祉子ども課 TEL 058-323-1119</p>
<p>御嵩町地区児童公園等福祉施設整備補助金 (R3年度予算額 200千円)</p>	<p>自治会等自治会組織団体</p>	<p>地域福祉の向上(子育て支援の充実)に資するため、地域における児童公園等福祉施設の設置及び整備に必要な資金の一部を補助する。 【設置事業】 ・補助対象経費の2分の1以内で、その額が30万円を超える場合は、30万円 ・補助対象経費が5万円未満の場合は対象外 【整備事業】 ・補助対象経費の2分の1以内で、その額が10万円を超える場合は、10万円 ・補助対象経費が2万円未満及び維持管理に要する経費は対象外</p>	<p>御嵩町 民生部福祉課 TEL 0574-67-2111</p>

<p>御嵩町地域づくり活動助成金 (R3年度予算額 900千円)</p>	<p>御嵩町内を拠点に活動を行い、御嵩町内に在住、在学又は在勤する者が半数を越えている5名以上の団体</p>	<p>御嵩町の活性化を図るため、創意と工夫にあふれた自主的及び主体的な地域づくり活動を行う団体に対し助成金を交付する。</p> <p>【立ち上げ部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに地域づくり活動をはじめようとする団体が行う組織の立ち上げに必要な経費に対する助成。 ・対象経費の2/3 (上限15万円) <p>【活動部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の行う地域づくり活動そのものに必要な経費に対する助成。 ・対象経費の2/3 (上限30万円) <p>御嵩町ふるさとづくり検討委員会の審査により助成率を決定する。</p> <p>【助成金の交付回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1団体につき年1回とし、合計4回 (立ち上げ部門1回、活動部門3回) 	<p>御嵩町 総務部まちづくり課 TEL 0574-67-2111</p>
--	--	--	---

<静岡県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
子育て支援活動事業補助金 (R3年度予算額 420千円)	次に掲げる要件の全てを満たしている団体で、市長が必要があると認めるもの 市内を拠点に活動しているものであること。 主に静岡市民により構成されるものであること。 継続的な活動実績又は活動計画(年間5回以上)があること。 団体の基本的な運営方法等を定めた規約等を備え、かつ、運営のための組織が編成されていること。 事業年度ごとの事業計画及び予算が編成されていること。 会計上の証拠書類及び帳簿を整備し、経理処理を適正に行うことができること。	子育て支援活動事業を実施する団体に対して補助金を交付する。 (補助率1/2 上限3万円)	静岡市 子ども未来局 子ども未来課 TEL 054-354-2606
子どもの居場所づくり事業 (R3年度予算額 750千円)	伊東地区子どもの居場所づくり連絡会に加盟する団体	子どもの食事の孤食防止、子どもと大人のつながり、要保護児童の未然防止等、児童が心身ともに健やかに成長し、また、子どもの貧困対策という観点からも子どもが一人でも気軽に立ち寄ることができる子ども食堂を設置する。	伊東市 健康福祉部子育て支援課 TEL 0557-32-1581
子どもの居場所運営補助金事業 (R3年度予算額 3,500千円)	NPO法人 ゆめ・まち・ねっと	生きづらさを抱えながら過ごす子どもの健やかな成長支援として、子どもの居場所づくりを推進するため、子どもの居場所を運営する法人を支援する。 (子どもの居場所事業費7,000千円×補助率1/2)	富士市 福祉こども部こども未来課こども政策担当 TEL 0545-55-731
子ども食堂開設支援補助金 (R3年度予算額 400千円)	市内に子ども食堂を開設する意志がある市民活動団体	子どもたちが気軽に行くことができ、安全な食事が提供され、地域の居場所となる子ども食堂が市内の様々な地域で活動されるよう、開設支援を行う。子ども食堂開設時に必要な備品購入、衛生管理等の経費の1/2を補助(上限20万円)。	富士市 福祉こども部こども家庭課児童家庭担当 TEL 0545-55-2763
藤枝市こども食堂実施事業費補助金 (R3年度予算額 1,100千円)	居場所型こども食堂を運営している団体 宅配型こども食堂を実施している団体 要件があります	こどもが健やかに育成されるよう環境の整備及びこどもの見守り体制の強化を図るため、居場所型こども食堂及び宅配型こども食堂を運営する団体に対し、補助金を交付する。 居場所型こども食堂 金額 15万円以内/年(1年度につき1回) 宅配型こども食堂 金額 12万円以内/年(1年度につき1回)	藤枝市 子ども家庭課家庭児童相談係 TEL 054-643-7227
藤枝市子ども育成支援事業 (R3年度予算額 8,400千円)	NPO法人に委託	ひとり親家庭やネグレクト家庭等の養育が十分でない子どもに対し、食事や学習等ができる居場所を提供。	藤枝市 子ども家庭課家庭児童相談係 TEL 054-643-7227
御前崎市家庭教育支援の場づくり事業補助金 (R3年度予算額 75千円)	公益法人、一般法人、NPO又は任意団体で、子供の貧困対策のための事業を行うもの	子どもが健やかに育成される環境を整備促進するため、「だれでも食堂もぐもぐ」を運営している団体の事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。「だれでも食堂もぐもぐ」は、家庭教育支援の場づくりを目的として、子どもが保護者や地域の人のとふれあい、学習支援の場等を提供する活動であって、無料又は低料金による食事の提供を定期的に行うものをいう。 (補助金 1年間あたり1団体15,000円)	御前崎市 社会教育課 TEL 0537-29-8735
島田市つどいの広場事業 (R3年度予算額 1,280千円)	任意団体	子育て親子等の交流及び集いの場の提供、並びに子育て関連情報の提供を行う事業を行う団体に交付金を交付する。 交付金額 13万円(上限)	島田市 こども未来部子育て応援課 TEL 0547-36-7159

<p>地域教育推進事業補助金 (R3年度予算額 400千円)</p>	<p>任意団体</p>	<p>・住民主導の下で地域の教育力向上を図り、地域の子どもは地域で育むために活動する団体に対し、予算範囲内で補助金を交付する。 ・金額 10万円/1地区 4地区団体あり。(住吉区、片岡区、川尻区、北区)</p>	<p>吉田町 教育委員会生涯学習課 TEL 0548-33-2152</p>
--	-------------	---	--

<愛知県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
子ども食堂推進事業費補助金 (R3年度予算額 10,000千円)	新たに子ども食堂を開設される方 子ども食堂を運営されている方 新たに子ども食堂を開設される方	子ども食堂の開設経費の一部として、住宅等の改修費用や備品費を補助(補助額 1箇所あたり10万円以内)。 子ども食堂での学習支援実施に必要な学習用参考書や児童図書等の購入費を補助(補助額 1箇所あたり2万円以内)。 子ども食堂の安心安全な運営のため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として必要な衛生用品等の購入経費を補助(補助額 1箇所あたり10万円以内)。	愛知県 福祉局福祉部地域福祉課 TEL 052-954-6627
子ども食堂推進事業助成 (R3年度予算額 2,000千円)	名古屋市内で「子ども食堂」を開設する地域住民団体、ボランティア団体、NPO法人等の団体	子どもの孤食を防止し、子どもが安心して食事ができる機会を提供することを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する環境づくりを推進することを目的として、「子ども食堂」の開設を名古屋市社会福祉協議会を通じて支援。 ・子ども食堂開設整備助成金(上限5万円/1か所)	名古屋市 子ども青少年局子ども未来企画室 TEL 052-972-3199 名古屋市社会福祉協議会 TEL 052-911-3193
子どもの居場所づくり補助金 (R3年度予算額 500千円)	市内において子ども食堂等(開設後1年以内に限る。)を運営する団体又は個人	市内における新たな子どもの居場所づくりの普及定着を図るため、子ども食堂等の運営に関する経費(需用費、役務費、使用料及び賃貸料など)について、1回の開催につき上限1万円まで最大10万円まで補助。	豊橋市 子育て支援課 TEL 0532-51-2382
フードバンク事業補助金 (R3年度予算額 300千円)	NPO法人東三河フードバンク	生活困窮者等に対して安定した食料支援をするため、フードバンクの運営に係る経費(需用費、役務費、備品購入費など)を定額補助。	豊橋市 子育て支援課 TEL 0532-51-2382
民営児童クラブ施設整備費補助金 (R3年度予算額 364千円)	民営児童クラブ	新たに児童クラブを建設する場合の工事費を対象に300万円を上限に補助し、改築の場合は100万円を上限に補助する。	豊橋市 生涯学習課 TEL 0532-51-2856
瀬戸市子ども・若者支援活動応援金 (R3年度予算額 2,000千円)	子ども・若者とその家庭を対象とした支援や見守りなどの公益活動を非営利で行う団体・個人等	子ども・若者が社会的自立に困難を抱えることを防ぐため、左記の支援対象者を支援することを目的とし、その活動に必要な経費に充てる。上限は10万円までとする。	瀬戸市 子ども・若者センター TEL 0561-82-1990
子ども・子育て支援団体補助金 (R3年度予算額 16.6千円)	子ども・子育て支援団体	親子が交流する場の提供や子育て情報の提供など、地域で子どもの健全育成や子育て支援に取り組む団体に対し、活動に係る経費を助成。令和2年度までの団体設立時の上限10万円の助成に加え、令和3年度からは、団体設立後の運営費についても、上限3万円の助成を行う。	春日井市 青少年子ども部子ども政策課 TEL 0568-85-6206
豊田市子ども食堂安全確保費補助金 (R3年度予算額 290千円)	子ども食堂運営者	子ども食堂の運営に係る経費のうち、衛生管理上必要と認める経費(ボランティア保険、行事用保険料、検便検査手数料、食品衛生責任者養成講習会受講料)を補助する。	豊田市 福祉総合相談課 TEL 0565-34-6791

子どもを支える地域福祉活動の支援・基盤づくり (R3年度予算額 6,492千円)	豊田市社会福祉協議会	子ども食堂などの地域福祉活動について、活動の活性化や継続性担保のための支援を行いつつ、更なる充実に向けた基盤づくりを委託により実施。	豊田市 福祉総合相談課 TEL 0565-34-6791
子ども食堂運営費補助金 (R3年度予算額 240千円)	市内で子ども食堂を開設する団体	子ども食堂の運営費に対する補助。 【対象経費】 食事の提供及び弁当配布、フードパントリー等に係る経費 【補助金額】 月1万円、年間12万円を上限	西尾市 子育て支援課 TEL 0563-65-2109
子ども食堂運営費補助金 (R3年度予算額 360千円)	子ども食堂を1年以上継続して運営する意思及び能力を有する営利を目的としない法人又は団体	食材費、謝礼金(交通費含む。)、使用料、賃借料、光熱水費、広報費、消耗品費、保険料、検便代等事業を実施する上で必要と認められる経費について年間上限12万円まで補助。	蒲郡市 子育て支援課 TEL 0533-66-1108
子ども食堂・地域食堂推進事業費補助金 (R3年度予算額 300千円)	市内で子ども食堂・地域食堂を開設する団体	子ども食堂・地域食堂を開設する団体に対し予算の範囲内で補助金を交付する。	新城市 健康福祉部子ども未来課 TEL 0536-23-7622
清須市子ども食堂実施事業補助金 (R3年度予算額 750千円)	市が示す要件を満たす活動団体又は新規で活動を考えている方	年3回以上開催すること、実施団体が設定する市内の児童又は保護者が参加することなどの条件がある。 保険料補助 上限2万5,000円 立ち上げ補助 上限5万円 (消耗品及び備品費等)	清須市 子育て支援課 TEL 052-400-2911
子ども食堂支援補助金 (R3年度予算額 30千円)	幸田町子ども食堂支援補助金交付要綱に基づき、町内で子ども食堂を運営する団体	貧困対策として子ども食堂を運営する団体に対して、運営にかかる費用の一部を補助する。	幸田町 福祉課 TEL 0564-63-5112